

# 都市の リスクマネジメント

第151回

## 福祉BCCPを支援する 〜2023年度末が期限〜

跡見学園女子大学教授

鍵屋 一



### 福祉BCCPとは何か

介護や障害福祉サービス事業者は、2023年度末までに自然災害BCCPおよび感染症BCCP作成が義務付けられている。福祉BCCPの目的は、災害や感染症流行など危機的な状況にあっても、以下の3点を行うことだ。

- ① 利用者や福祉関係職員の安全を確保する
- ② 重要な福祉サービスを継続する
- ③ 早期に復旧を図る

例えば、福祉施設は、火災や災害発生に備えて利用者と職員が安全に避難するために定期的に避難訓練をしている。しかし、本当に火災や災害が発生すれば施設に戻れないはずだ。あるいは、戻れても停電や断水かもしれない。このような危機的な場合でも、利用者への福祉サービスを継続する計画がBCCPである。

### 感染症や災害への対応力強化

「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定」

において、以下の項目が新たに定められた。介護保険サービスもほぼ同様である。

#### 1 感染症対策の強化(全サービス)

(略)

#### 2 業務継続に向けた取組の強化(全サービス)

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。  
※3年の経過措置期間を設ける。

#### 3 地域と連携した災害対応の強化(施設系、通所系、居住系サービス)

○ 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる障害福祉サービス等事業者(施設系、通所系、居住系)において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

(傍線部は筆者による)

すなわち、福祉事業者は単にBCCPを作成するだけでなく、職員研修を行い、訓練、しかもできるだけ地域住民も参加した訓練をするように求められている。

### 福祉BCCPの課題と対策

東日本大震災後の2012〜2014年の3年間、私たちは厚生労働科学研究費を得て、障がい児者被災者、支援者などのインタビューを100人以上に行い、被災地の福祉関係者と共同研究を行った。その後も継続的に研究を続けた結果、福祉BCCPは、企業BCCPと違って、以下の重要課題と対策があることが明らかになった。

#### 【ハザードの理解と避難】

福祉施設はもちろん、利用者の居宅、また職員自身の自宅や通勤路にはどのようなハザード(洪水や土砂災害、津波の危険性など)があり、警報があったときに、どのような行動をしなければならないかを理解することが最初に重要だ。

# Risk Management

そして、避難場所、避難方法、持ち出し品などについて、避難先での福祉サービスの継続を考慮してBCPを作成し、訓練する。これにより、早めの避難行動を促す。

また、入所施設では特に夜間は職員が少ないので、地域との連携、訓練がとても重要になる。

## 【ライフライン停止に備えた備蓄など】

災害時には停電、断水が危惧される。水や食料、薬などは備蓄されているが、真っ先に困るのはトイレだ。利用者だけでなく、職員のトイレ確保も極めて重要になる。また、電源確保が大事で、吸引吸痰ができなければ命に関わる。さらに、夏の冷房対策、冬の暖房対策も命に関わる課題だ。

## 【職員の自助】

職員が、仮に自宅でケガをしたり、停電断水で家族の生活が厳しかったり、介護や保育をしなければならぬとすれば、簡単には出勤できない。やはり停電断水に備えた自助が不可欠だ。また、ご近所と仲良くして支え合ったり、場合によっては家族全員で施設に來たりするなどの対応が求められる。往々にしてBCPは事業所での事業継続だけを計画するが、職員の自助力が前提となることを忘れてはならない。

## 【避難連絡・確認、情報連絡体制】

自治体から警報が発令されたとき、在宅で訪問系サービスを受けている高齢者、障がい者については、日常の福祉支援者が避難連絡

し、避難の有無を確認するのが有効だ。その上で、避難支援が必要な時は、地域の支援者や市区町村に状況を伝えるか、場合によっては自らが避難支援を行うことが求められる。この避難連絡・確認、避難支援は、市区町村が作成する「個別避難計画」と重なる。したがって、福祉関係者が個別避難計画づくりに参画して作成すれば、福祉事業者のBCPの一部となる。

災害が発生すれば、利用者および職員の安否確認が重要になる。多くの場合、安否確認方法は携帯電話や自宅電話の連絡網だが、災害時には輻輳ふくそうなどでほとんど機能しない。現在は、SNSやICTを活用した手法が開発されているので、ぜひ複数の情報連絡手段を確保していただきたい。

## 【福祉サービスが継続できる避難先の確保】

小中学校など、福祉サービスに課題のある場所が安易に避難場所として選定されていないだろうか。場合によっては、屋外のグラウンドなどが指定されているかもしれない。考えればすぐ分かることだが、大雨のとき、屋外の避難場所には避難できない。

望ましいのは、同種の福祉サービスを提供している施設への避難である。障がい者入所施設なら同じ入所施設への避難がよいはずだ。

また、通所施設や特別支援学校であっても、大災害であったり、公共交通機関が止まったりで保護者の引き取りがなければ、施設や避難場所において福祉支援を継続しなけ

ればならない。特に東京や大阪では、大地震の時は翌日帰宅を推奨しているため、当日は保護者が引き取りに來られないことを前提に考えておく必要がある。

## 【支援者の確保】

災害時の利用者支援は24時間体制になるので、通常よりも多くの職員が必要だ。その上、職員そのものが被災して参集できない可能性もある。そこで、同一市区町村内の各施設、法人が互いに支援し合えるように協定を結んだり、全国組織との連携により、直ちに支援者を確保できるように検討を進めておくことが重要だ。

市区町村は、保険者、あるいは実施機関として、福祉事業者のBCPをこのような観点から点検、助言するのが役割になる。したがって、市区町村自身も自ら福祉BCPを学び、福祉事業者と一緒に考え、支援する主体的な姿勢が必要である。

## 筆者プロフィール

### 鍵屋 一 (かぎやはじめ)

1956年秋田県男鹿市生まれ。早稲田大学法学部卒業。板橋区防災課長、板橋福祉事務所長、福祉部長、危機管理担当部長(兼務)、議会事務局長等を経て2015年3月退職。京都大学博士(情報学)。2015年4月跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授。法政大学大学院・名古屋大学大学院兼任講師。内閣府「高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ座長」など政府委員。内閣府地域活性化伝道師、(一社)福祉防災コミュニティ協会代表理事、(一社)危機管理教育研究所主席研究員など。著書に『図解よくわかる自治体の地域防災・危機管理のしくみ』『ひな型で作る福祉防災計画』など